

議案第41号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「連帯保証人」を「連帯保証人2人」に改め、同項第2号中「第24条の規定により」を「第24条第1項に規定する」に改める。

第61条中「駐車場」を「駐車場（以下「駐車場」という。）」に改める。

第64条第2項を削る。

第65条中「前条第1項」を「前条」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは、その旨を当該使用者として決定した者に対し通知するものとする。

第66条を次のように改める。

（許可内容の変更）

第66条 前条の規定により決定された駐車場の使用者は、当該駐車場の使用許可に係る事項を変更しようとするときは、速やかに当該変更事項を市長に届け出なければならない。

第67条中「市長が」を「規則で」に改める。

第 69 条を次のように改める。

第 69 条 削除

第 70 条第 1 項各号列記以外の部分中「又はその」を「その」に改め、同条第 2 項中「市営住宅」を「市営住宅」とあり、及び「住宅」に、「入居」を「入居者」に、「使用」を「使用者」に、「第 1 項」を「第 1 項第 1 号」に、「第 70 条第 1 項」を「第 70 条第 1 項第 1 号」と、「入居した」とあるのは「使用した」と、同条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 6 号まで」とあるのは「第 70 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで」と、同条第 5 項中「第 1 項第 7 号」とあるのは「第 70 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 71 条中「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」を「使用者」に、「市営住宅」を「市営住宅」とあり、及び「住宅」に、「駐車場」を「駐車場」と、第 22 条第 1 項中「第 15 条第 5 項の入居可能日」とあるのは「第 62 条の市長の許可があった日」と、「第 38 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 48 条第 1 項」とあるのは「第 70 条第 1 項」と、第 22 条第 3 項中「に入居した」とあるのは「を使用した」と、第 31 条中「入居」とあるのは「使用」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

1 市営住宅

名 称	所在地
南小松原団地	新居浜市南小松原町 7 番 外
治良丸団地	新居浜市萩生 2 7 0 7 番地の 1 外
岸の上（上）団地	新居浜市岸の上町一丁目 1 5 番
岸の上（下）団地	新居浜市岸の上町一丁目 6 番
横山南団地	新居浜市中萩町 1 4 番
横山北団地	新居浜市中萩町 1 0 番
治良丸南団地	新居浜市萩生 2 8 3 3 番地の 1
治良丸西団地	新居浜市萩生 2 6 1 3 番地
篠場団地	新居浜市篠場町 6 番 外
治良丸北団地	新居浜市萩生 2 6 3 2 番地の 1
大生院団地	新居浜市大生院 2 1 5 番地の 1
東田団地	新居浜市東田二丁目甲 1 5 0 5 番地の 1
元船木団地	新居浜市船木甲 2 9 9 0 番地の 3
泉宮団地	新居浜市泉宮町 2 番

桜木団地	新居浜市桜木町 1 6 番
瀬戸団地	新居浜市瀬戸町 7 番
寿団地	新居浜市寿町 1 2 番
大島団地	新居浜市大島甲 1 4 6 3 番地の 1 外
松原団地	新居浜市松原町 5 番 外
高津団地	新居浜市高津町 8 番
城下団地	新居浜市郷五丁目 6 番
大島東団地	新居浜市大島甲 1 3 番地の 1
瀬戸西団地	新居浜市瀬戸町 4 番
庄内団地	新居浜市庄内町六丁目 9 番
西の土居団地	新居浜市西の土居町二丁目 1 番
滝の宮団地	新居浜市西の土居町二丁目 1 6 番
新田団地	新居浜市新田町一丁目 6 番
西原団地	新居浜市西原町二丁目 4 番
新須賀団地	新居浜市新須賀町二丁目 9 番
新田第二団地	新居浜市新田町一丁目 5 番
坂井団地	新居浜市坂井町三丁目 5 番
北新町団地	新居浜市北新町 3 番
泉宮第二団地	新居浜市泉宮町 6 番
弟地団地	新居浜市別子山甲 4 8 5 番地 外
保土野団地	新居浜市別子山甲 3 3 9 番地の 1

2 改良住宅

名 称	所在地	家賃 (月額)
南小松原団地	新居浜市南小松原町 7 番 外	7,700 円
		9,000 円
桜木団地	新居浜市桜木町 1 6 番	3,600 円
東雲団地	新居浜市東雲町三丁目 7 番	1,300 円

3 その他の市営住宅

名 称	所在地	家賃 (月額)
新須賀共同団地	新居浜市新須賀町四丁目 3 番	250 円
		350 円
		400 円
		450 円
保土野団地	新居浜市別子山甲 3 3 9 番地の 1	1,200 円

4 共同施設

(1) 集会所

名 称	所在地
南小松原団地集会所	新居浜市南小松原町 7 番 1 2 号
治良丸団地集会所	新居浜市萩生 2 7 1 5 番地の 3

横山南団地集会所	新居浜市中萩町14番14号
治良丸南団地集会所	新居浜市萩生2833番地の1
篠場団地集会所	新居浜市篠場町8番3号
大生院団地集会所	新居浜市大生院215番地の1
東田団地集会所	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
桜木団地集会所	新居浜市桜木町16番
松原団地集会所	新居浜市松原町6番1号
北新町団地集会所	新居浜市北新町3番30号

(2) 駐車場

名称	所在地
治良丸南団地駐車場	新居浜市萩生2833番地の1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定（治良丸南団地の項に係る部分及び4 共同施設（2）駐車場に係る部分に限る。） 平成29年9月1日

(2) 別表の改正規定（治良丸南団地集会所の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 入居の申込みその他の治良丸南団地を供用するために必要な準備行為は、前項第1号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

提案理由

公営住宅建替推進事業による治良丸南団地及びその共同施設が完成することに伴い、公の施設として管理するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。